

亀山市告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年3月7日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31165
- 3 路線名 阿野田35号線
- 4 道路の区域

| 変更の区間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) | |
|---------------------|-----|--------------|--------------|------|
| | | | 最小 | 最大 |
| 阿野田町字樺野 910番10地内 | 旧 | 14.50 | 最小 | 2.02 |
| | | | 最大 | 2.10 |
| | 新 | 14.50 | 最小 | 3.01 |
| | | | 最大 | 3.05 |